

「滋賀県子ども基本条例」周知・啓発事業委託仕様書

1. 事業名

「滋賀県子ども基本条例」周知・啓発事業委託

2. 事業の目的

「滋賀県子ども基本条例」の制定にあたり、パンフレットを作成し、広報コンテンツの制作・発信を行うことで、条例や子どもの権利に対する県民の関心と理解を深めることを目的とする。またパンフレット作成にあたって、子どもの意見を聴取、反映し、子ども目線でのわかりやすさを求める。

3. 委託期間

契約締結日から令和8年（2026年）2月27日（金）まで

4. 事業の内容

- (1) パンフレットの作成（ワークショップの開催）
- (2) インターネット広告等を用いた周知・宣伝

5. 事業の遂行について

- (1) パンフレットの作成

(ア)パンフレットの内容

「滋賀県子ども基本条例」の内容や子どもの権利について、子どもから大人までの県民が理解を深めることができるよう、わかりやすい、かつ興味・関心を持つパンフレットを作成する。原則、別添「滋賀県子ども基本条例（わかりやすい版）」の内容を記載すること。詳細な記載内容は、県と協議し決定する。

(イ)種類、部数

以下の3パターンを作成すること。

- ① 小学生向けパンフレット 14,000部
- ② 中高生向けパンフレット 26,000部
- ③ 大人向けパンフレット 6,000部

(ウ)規格

- ・寸法：A4
- ・頁数：8頁
- ・印刷：オールカラー
- ・用紙：マットコート紙 90kg

(エ) ワークショップの開催

子どもの意見を反映し、子ども目線でわかりやすいパンフレットを作成するために、事前に作成したパンフレットの原案に対して、子どもの意見を聴取するワークショップを開催すること。意見を聴取する箇所は、原則全ての頁とする。

開催時期：7月～9月

対象者：小学生、中学生、高校生（必要に応じて保護者同伴とすること。なお、参加者に旅費は支払わない。）

開催回数および場所：県内3か所（北部、東部、南部等地域バランスを考慮すること。）

参加人数：1か所あたり20名程度

参加者募集：チラシを作成し参加者を募集すること。なお、当該PDFデータを滋賀県子ども若者部子ども若者政策・私学振興課子ども未来戦略係に提出すること。

意見の反映：聴取した意見を整理するとともに、県と協議のうえ適切にパンフレットに反映すること。

その他：子どもが進んで意見を出せるような工夫や環境づくりをすること。

会場を用意すること。

県と受託者との役割について、別添「仕様書補足資料」を参考にする。

(オ) 作成にあたっての留意事項

- ・上記5（1）（イ）の3パターンは異なるデザインにすること。
- ・パンフレットの対象者に合ったデザインやイラスト等を制作・使用し、親しみやすくわかりやすい、また対象者の興味を引く構成とすること。
- ・企画、デザイン・イラスト等の制作について、県と調整を行うこと。
- ・子どもが作成にかかわったことを記載すること。
- ・その他記載内容について、県と協議の上、決定すること。
- ・作成にあたって、「東京都こども基本条例ハンドブック」、「徳島県こども未来応援条例ハンドブック」等を参考にする。

(カ) 成果物の納品

a. パンフレット

指定した部数を印刷し、滋賀県子ども若者部子ども若者政策・私学振興課子ども未来戦略係に納品すること。

b. 電子データ

パンフレットのデータをPDF形式とAI形式で納品すること。

c. 納期

令和7年9月29日（月）

(2) インターネット広告等を用いた周知・宣伝

(ア) 広告の概要

- ・広報コンテンツの制作・発信を行い、条例や子どもの権利について周知を図ること。
- ・原則、SNSや動画等インターネットを利用すること。

(イ) 期間

令和7年10月中（パンフレットの配布時期）に開始すること。

6. その他

- (1) 本事業の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守することとする。
- (2) 本事業の履行に際し、他の者の著作権を有するものを使用するときは著作権法および契約書に定める取扱いによるものとし、問題が生じたときは、県に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理することとする。
- (3) 本事業における成果物の著作権（著作権法第27条および第28条に定める権利を含む。）は、委託料の完済をもって受託者から滋賀県に譲渡されるものとする。ただし、委託料の完済前に必要に応じて、受託者は県に対し、著作物の利用を許諾すること。
- (4) 本事業の遂行のために県が提供した資料、データ等は本事業以外の目的で使用してはならない。
- (5) 本事業の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (6) その他、事業内容の効果的な実施のために必要な事項については、県と協議の上、定めることとする。